

一般財団法人川崎市まちづくり公社共同企業体取扱要綱

平成11年4月26日要綱第5号
最近改正 平成25年4月1日要綱第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人川崎市まちづくり公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事について、建設業者の技術力等を結集することにより、確実かつ円滑な施工を確保すること、また、中小建設業者の施工能力の増大を図ることを目的として結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、公社が発注する建設工事（以下「工事」という。）を施工するため、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(施工方式)

第3条 共同企業体が行う工事の施工は、当該共同企業体の各構成員がその出資の割合に応じて、資金、要員等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該工事の完成に当たる共同施工方式によるものとする。

(対象工事)

第4条 共同企業体に発注する工事は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、発注予定金額が当該各号に定める金額以上のもので、その工期、工事内容、技術的特性、現場状況等を総合的に勘案し、共同企業体による施工が適当と認めるものとする。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 土木工事 | 150,000,000円 |
| (2) 下水管きょ工事 | 200,000,000円 |
| (3) 舗装工事 | 150,000,000円 |
| (4) 建築工事 | 500,000,000円 |
| (5) 電気工事 | 250,000,000円 |
| (6) 給排水衛生設備工事 | 150,000,000円 |
| (7) 空気調和設備工事 | 150,000,000円 |
| (8) 造園工事 | 150,000,000円 |

2 前項の工事種別以外の工事で、共同企業体による施工が適当と認めるものは、前項に準じて発注することができるものとする。

(構成員)

第5条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

2 前項の構成員数は、別表の基準により定め、その他構成員に必要な資格、等級等は、対象工事の内容、難易度等を総合的に勘案して個別に定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特に大規模工事等の場合は、構成員数を別に定めることができるものとする。

(構成員の出資割合)

第6条 共同企業体の各構成員の出資の割合は、当該共同企業体の出資額を100として構成員数で除して得た率の40%を下回ってはならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

(共同企業体の結成方法等)

第7条 共同企業体の結成は、工事ごとに定めた条件を満たす者が任意に結成するものとする。ただし、当該工事に係わる2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

2 複数業種の組合せによる施工が適当と認める場合は、共同企業体を結成させることができるものとする。

3 前項の構成員数、資格及び等級等は、対象工事の内容、難易度等を総合的に勘案して個別に定めるものとする。

(入札参加申請)

第8条 共同企業体は、工事ごとに定める入札参加申請書(第1号様式)に、委任状(第2号様式)及び共同企業体協定書(第3号様式)を添付して、理事長が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第9条 入札参加申請のあった共同企業体については、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

(存続期間)

第10条 共同企業体の存続期間は、入札の結果当該発注工事を落札した共同企業体にあつては、当該工事完了後3ヶ月を経過した日までとし、落札者以外の共同企業体にあつては、当該発注工事の請負契約が締結された日までとする。

(共同施工の確保)

第11条 共同施工の確保を図るため、共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとし、仕

様書等にその旨記載するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成11年要綱第5号)

この規程は、平成11年4月26日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日要綱第26号)

(施行期日)

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第5条第2項関係）

種 別	発 注 予 定 金 額		構 成 員 数
土木工事	150,000,000円以上	700,000,000円未満	2 者
	700,000,000円以上	3,000,000,000円未満	3者以内
	3,000,000,000円以上		4者以内
下水管きょ工事	200,000,000円以上	700,000,000円未満	2 者
	700,000,000円以上	3,000,000,000円未満	3者以内
	3,000,000,000円以上		4者以内
舗装工事	150,000,000円以上	700,000,000円未満	2 者
	700,000,000円以上		3者以内
建築工事	500,000,000円以上	800,000,000円未満	2 者
	800,000,000円以上	1,500,000,000円未満	3者以内
	1,500,000,000円以上		4者以内
電気工事	250,000,000円以上	1,000,000,000円未満	2 者
	1,000,000,000円以上		3者以内
給排水衛生設備工事	150,000,000円以上	1,000,000,000円未満	2 者
	1,000,000,000円以上		3者以内
空気調和設備工事	150,000,000円以上	1,000,000,000円未満	2 者
	1,000,000,000円以上		3者以内
造園工事	150,000,000円以上	700,000,000円未満	2 者
	700,000,000円以上		3者以内

第1号様式
共同請負入札参加資格審査申請書

年 月 日

(あて先)
一般財団法人川崎市まちづくり公社
理事長

共同企業体の名称 ○○・○○共同企業体

共同企業体の住所 ○○市○○区○○町○○番地

代表者 住 所 ○○市○○区○○町○○番地

業者コード 名 称 ○○○○ 株式会社
A○○○○

役職氏名 ○○○○○ ○ ○ ○ ○印

構成員 住 所 ○○市○○区○○町○○番地

業者コード 名 称 ○○○○ 株式会社
A○○○○

役職氏名 ○○○○○ ○ ○ ○ ○印

このたび、貴公社発注に係る○○○○○○○○○○○○○○○○工事について、別添の協定書のとおり共同企業体を結成しましたので、指定書類を添えて入札参加資格審査を申請します。

第2号様式

委任状

年 月 日

(あて先)
一般財団法人川崎市まちづくり公社
理事長

共同企業体の名称 ○○・○○共同企業体

共同企業体の住所 ○○市○○区○○町○○番地

委任者	構成員	住 所	○市○区○町○番地
		名 称	○○○○ 株式会社
		役職氏名	○○○○ 印

受任者	代表者	住 所	○市○区○町○番地
		名 称	○○○○ 株式会社
		役職氏名	○○○○ 印

私（委任者）は、貴公社発注に係る○○○○○○○○○○○○○○○○工事について、上記共同企業体代表者（受任者）を代理人と定め、貴公社と共同企業体との間における次の事項に関する権限を委任します。

- (1) 入札及び見積りに関する件
- (2) 契約締結に関する件
- (3) 請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求及び受領に関する件
- (4) 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件
- (5) 復代理人の選任に関する件
- (6) その他契約履行に関する一切の件

第3号様式

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 一般財団法人川崎市まちづくり公社（以下「発注者」という）発注に係る〇〇〇〇
〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期および解散の時期)

- 第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3
箇月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇 株式会社
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇 株式会社

(代表者)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

- 第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、次の各号の
権限を有する。
- (1) 入札及び見積りに関する権限

- (2) 契約締結に関する権限
- (3) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (4) 自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限
- (5) 復代理人の選任に関する権限
- (6) その他契約履行に関する一切の権限

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇 株式会社 〇〇 %

〇〇〇〇 株式会社 〇〇 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工後当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠

損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

- 2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合において、残存構成員が建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり、〇〇・〇〇共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、構成員が記名捺印の上、各自1通所持する。なお、当企業体が第1条の工事請負契約を締結する場合には、当該契約書に添付するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇 株式会社
代表者 〇〇〇〇 印

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇 株式会社
代表者 〇〇〇〇 印